

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所	業者番号
大成建設株式会社	東京都新宿区西新宿1-25-1	1-000300

注) 業者番号「1-」は国土交通大臣許可業者の有資格者番号を表す。

2 指名停止措置期間

令和6年5月28日 ～ 令和6年6月27日 (1か月)

3 指名停止措置の適用範囲

茨城県が発注する建設工事

4 事実概要

大成建設(株)(以下「同社」という。)は、「中央新幹線南アルプストンネル新設(山梨工区)工事」において、作業員(一次下請け)が負傷した労災事故について、同社使用人が労働安全衛生法違反により、令和6年3月26日、鯉沢簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けた。

5 指名停止理由

当該事実は、茨城県建設工事等請負業者指名停止等措置要領(平成6年7月14日付け監第692号。以下「指名停止等措置要領」という。)別表第2第15号アに該当する。

<指名停止等措置要領別表第2>

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し、次に掲げる不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。 ア 業務に関し、法令に違反したとき。	当該認定をした日から 1ヶ月以上9ヶ月以内

問 い 合 わ せ 先

茨城県土木部監理課建設業担当
茨城県水戸市笠原町978-6
電話 029-301-4334 (ダイヤルイン)